ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、別紙の申請書（第五十五号の五様式）を提出することにより、確定申告が不要となる制度です。

令和８年寄附分の申請書受付は、令和９年１月 10 日まで（必着）となります。

◆対象となる方（以下の条件を全て満たす方）

① サラリーマンなど給与のみの所得者や年金のみの所得者など、確定申告をする必要のない方

※確定申告を行わなければならない自営業者等や、医療費控除等のために確定申告を行う方は、対象になりません。

② ふるさと納税をする自治体が５団体以下である方

※１月１日から 12 月 31 日までの間に、６団体以上の自治体にふるさと納税をする方は対象になりません。

対象となる方は下記をご覧ください。

◆提出書類

① 申請書（第五十五号の五様式）　※同封しています

② 以下の A～C のいずれかの書類　※全て写しを添付してください。

A	マイナンバーカード（顔写真付）の両面
B	住民票（個人番号付）※１ ＋ 運転免許証またはパスポート ※２
C	住民票（個人番号付）※１ ＋ 健康保険証と年金手帳など、公的書類２点以上 ※２

マイナンバーと本人確認のために必要です。

※１　記載された住所に変更が無い場合は「番号通知カード」に替えることができます。

※２　いずれも氏名、生年月日、住所の３点すべての記載があるもの。

＜提出前に確認をお願いします！＞

□ 本人確認書類（A～C のいずれか）は同封しましたか？

◆提出先

〒034-8615
青森県十和田市西十二番町６番１号
十和田市役所　産業振興課　宛

切り取り